

平成二十二年十一月九日受領
答弁第一〇九号

内閣衆質一七六第一〇九号

平成二十二年十一月九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出中国漁船の我が国巡視船への衝突事案に係る中国人船長の釈放及びビデオ記録の取扱等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出中国漁船の我が国巡視船への衝突事案に係る中国人船長の釈放及びビデオ記録の取扱等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

巡視船「みずき」の修理については、平成二十二年十月二十一日に終了しており、また、巡視船「よなくに」の修理については、平成二十二年十二月中旬を目途に終了する見込みであるが、今般の衝突事案に係る損害額の算定は、修理後に行われる第三者機関による数週間の調査を経て行うこととなる。

当該損害額の公表を行うか否かについては、関係省庁において協議しつつ、検討してまいりたい。

三について

今般の衝突事案に係る損害についての賠償請求については、関係省庁において協議しつつ、適切に対応することとしている。